

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規 則	ページ
秋田県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則 (六一・税務課).....	1

規 則

秋田県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十一月三十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第六十二号

秋田県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(秋田県税条例施行規則の一部改正)

第一条 秋田県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第二十三條」を、「第二十三條」に、「第五十一條の六」を、「第五十一條の五」に改める。

第八條の表中「第二十條の十第一項」を、「第二十條の十」に改め、「第十九條の六第二項」の下に「において準用する同條第一項」を加え、「第二十二條第三項」を、「第二十二條第五項」に改め、「第四十八條」の下に「において準用する審査法第四十一條第一項」を加える。

第九條の見出し中「第十六條の二」を、「第十六條の二第一項」に改め、同條中「第十六條の二」を、「第十六條の二第一項(法第七十二條の三十八の二第十二項及び法第七百條の二十一第二項において準用する場合を含む。)」に改め、「の各

号」を削る。

第十一條の見出しを、「(担保の解除)」に改め、同條中「第十六條」を、「第十六條第一項若しくは第三項(法第七十二條の三十八の二第十二項、法第七十四條の十一第二項及び法第七百條の二十一第二項において準用する場合を含む。)、法第七十二條の三十八の二第二項(同條第七項において準用する場合を含む。)、法第七十四條の十一第一項」に改め、同條に次の一項を加える。
2 地域振興局長は、次の各号に掲げる担保を解除したときは、当該各号に定める手続をしなければならない。

一 法第十六條第一項第一号又は第二号に掲げる担保 令第六條の十第一項の規定により提出された供託書の正本又は登録済通知書若しくは担保権登録内容証明書
の返還

二 法第十六條第一項第三号から第五号までに掲げる担保 令第六條の十第二項の規定により関係機関に囑託した抵当権の登記又は登録の抹消の囑託
第十四條の二中「第十五條の九第二項」の下に、「(法第七十二條の三十八の二第十二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第十五條の表中「第十一條第一項」及び「第十一條第二項」の下に、「(法第十六條の五第四項、法第十九條の七第三項、法第七十二條の三十八の二第十二項及び法第七百條の二十一第二項において準用する場合を含む。)」を、「第十五條の六第三項」の下に「において準用する法第十五條第四項」を加え、「第十五條の六第二項」を、「第十五條の六第二項において準用する法第十五條の三第三項」に改め、「第十六條第一項」の下に、「法第七十二條の三十八の二第二項(同條第七項にお

いて準用する場合を含む。)」を加え、
「法第十六條第三項、法第七十四條の十一第二項及び法第七百條の二十一第二項」

担保変更請求書

担保変更(増担保提供)請求書

担保解除書

様式第五十八号

法第十六條第三項(法第七十二條の三十八の二第十二項、法第七十四條の十一第二項及び法第七百條の二十一第二項において準用する場合を含む)

様式第五十九号	を	む。
項	令第六条の第十二項	抵当権設定登記承 様式第五十八 号の二
項	令第六条の第十三項	納税保証書 様式第五十八 号の三
項	第十一条第一項	担保解除書 様式第五十九 号

に、「第十六条の第三項及び法第七百条の十四の三第一項」を「第十六条の第三項及び法第七百条の十四の三第二項において準用する法第十六条第三項」に、「保全担保変更命令書」を「保全担保変更（増担保提供）命令書」に改め、「第七百四十五条第一項」の下に「において準用する法第三百七十一条第一項」を加え、「及び徴収法第七十一条第四項」を「（徴収法第七十一条第四項において準用する場合を含む。）」に、「徴収法第七十条第一項」を「（徴収法第七十条第一項に改め、「第七十一条第一項」の下に「において準用する場合を含む。）」を加え、「第六十九条第一項」を「第六十九条」に、「及び第三項」を「及び同条第三項において準用する徴収法第五十五条」に改め、「第八十六条第四項」の下に「に

徴収法第八十八条 第一項	を	徴収
徴収法第八十八条 第一項	を	徴収
徴収法第八十八条 第一項	を	徴収

法第八十八条
項において準
る徴収法第八
条第一項

法第八十八条
項において準
る徴収法第八
条第二項

法第八十八条
項

第二十四条を次のように改める。

（徴収猶予等の基準）

第二十四条 地域振興局長は、法七十二條の三十八の二第一項又は第六項の規定による徴収猶予（以下この款において「徴収猶予」という。）の申請をした法人が令第三十二条の二第一項に規定する法人に該当するかどうかを判断するに当たつては、次のいずれかに該当するかどうかにより行わなければならない。

一 徴収猶予の申請に係る事業年度の売上高が当該事業年度の前事業年度の売上高を下回り、又は下回ることが確実であると認められること。

二 徴収猶予の申請に係る事業年度の当期純損失の額が当該事業年度の前事業年度の当期純損失の額を上回り、又は上回ることが確実であると認められること。

2 地域振興局長は、徴収猶予の申請をした法人が令第三十二条の二第二項に規定する法人に該当するかどうかを判断するに当たつては、次のいずれかに該当するかどうかにより行わなければならない。

一 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）第四条第一項の認定を受けた法人であること。

二 中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）第四条第一項の承認を受けた法人であること。

三 特許出願又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二条(vii)の国際出願に係る発明（徴収猶予の申請の日において当該特許出願又は国際出願の日から三年を経過しているものを除く。）を利用した事業活動を行つている法人であること。

四 徴収猶予の申請に係る事業年度について、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四十二条の四、第四十四条の三、第六十八条の九又は第六十八条の二十の二の規定の適用を受け、又は受けることが確実であると認められる法人であること。

3 地域振興局長は、徴収猶予又は法七十二條の三十八の二第五項（同条第七項

計	「完納」や「完納」に於ける
---	---------------

№
 養老銀三十八円中「地域振興局長」や「秋田県 地域振興局長」に於ける「第11条第2項」に於ける(第 第 項において準用する同法第11条第2項)に於ける。

養老銀五十一円中「殿」や「様」に「地域振興局長」や「秋田県 地域振興局長」に於ける「第15条の5第3項」に於けるにおいて準用する同法第15条第4項」に於ける「通知します」や「通知します」に「延滞金は、地方税法」や「延滞金は、同法」に「上記の猶予」や「上の猶予」に「上記のとおり」や「次のとおり」に「実際」や「実際に」に「ことを書き入れておいて」や「年月日及び金額を記載して」に於ける。

養老銀五十一円中「殿」や「様」に「地域振興局長」や「秋田県 地域振興局長」に「年 月 日付」や「年 月 日付け」に於ける「第15条の5第3項」に於けるにおいて準用する同法第15条第4項」に於ける「通知します」や「通知します」に「上記の」や「上の」に於ける「ときは」に於ける「猶予を」に於ける「ことを書き入れて」や「年月日及び金額を記載して」に於ける。

養老銀五十一円中「地域振興局長」や「秋田県 地域振興局長」に「を」や「を」をした」に「取り消しました」や「猶予を取り消した」に於ける「第15条の6第2項」に於けるにおいて準用する同法第15条の3第3項」に於ける「完納」や「完納」に於ける。

養老銀五十一円中「に於ける」。

様式第56号 担保提供書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	処 理 事 項	通 信 日 付 印																			
収 入 印 紙	担保提供書																				
年 月 日										秋田県 地域振興局長 様											
担保提供者(納税者又は特別徴収義務者) 住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び代表者氏名)										印											
徴収 換価										の猶予に係る次の県税に係る徴収金について、次により担保を提供します。											
徴 収 換 価 猶 予	年度	税 目	期(月)別	納期限	番 号	税 額	加算金	延 滞 金			計										
						円	円	法律による金額 (円)	円	円											
								(")													
								(")													
								(")													
	計							(")													
担 保 物 件 の 表 示																					
保証人の保証であるときは、その保証人の住所、職業、氏名及び生年月日																					
添 付 書 類																					
摘 要																					
徴収 換価										の猶予に係る上の県税に係る徴収金の担保として、上の物件の提供を承諾します。											
										年 月 日											
										担保物件の所有者 住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び代表者氏名)											
										印											
(注) 担保提供請求又は担保変更(増担保提供)請求に係る提供である場合は、摘要欄にその旨を記載してください。																					

様式第五十八号を次のように改める。

様式第58号 担保変更（増担保提供）請求書

担保変更（増担保提供）請求書							
年 月 日							
担保提供者 住 所 （所在地） 氏 名 様 （名 称）							
秋田県 地域振興局長 印							
年 月 日付けで提供のあつた担保について、次の理由により ^{不適當} と認められるので、地方税法第16条第3項（第 条の 第 項において準用する同法第16条第3項）の規定により、担保の変更増担保の提供を請求します。							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="text-align: center;">提供年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>既に提供を受けた担保の内容</td> <td>担保の種類等</td> <td></td> </tr> </table>		提供年月日	年 月 日	既に提供を受けた担保の内容	担保の種類等	
	提供年月日	年 月 日					
既に提供を受けた担保の内容	担保の種類等						
請求する担保の内容							
理 由							
期 限	年 月 日						
備 考							
この処分に不服がある場合の救済の方法	<p>この処分について不服があるときは、この請求書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書は正副2通を作成してなるべく当地域振興局長を経由して提出してください。</p>						

様式第五十八号の次に次の二様式を加える。

様式第58号の2 抵当権設定登記承諾書

抵当権設定登記承諾書

原 因 年 月 日徴収の猶予(換価の猶予)に係る 年度 税(附帯金を含む。)
についての 年 月 日抵当権設定契約

納 税 者

債 権 額 税額金 円及び 円

未記物件に上記の抵当権設定の登記をすることを承諾します。

年 月 日

設 定 者

住 所

氏 名



秋田県 地域振興局長 様

不動産の表示

様式第58号の3 納税保証書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	処 理 事 項	通 信 日 付 印								
収 入 印 紙	納税保証書									
年 月 日										
秋田県 地域振興局長 様										
保証人 住 所 (所在地) 氏 名 ① (名称及び代表者氏名)										
保証人 住 所 (所在地) 氏 名 ① (名称及び代表者氏名)										
次の納税者の徴収の猶予に係る税額について、私において、私ども保証人が連帯して納税保証します。										
納 税 者 又 は 特 別 徴 収 義 務 者		住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)								
徴 収 (換 価) 猶 予	年 度	税 目	期 (月) 別	納 期 限	番 号	税 額 円	加 算 金 円	延 滞 金 法律による金額 (円)	計 円	
								(")		
								(")		
								(")		
	計								(")	

(注) 保証人の氏名は、保証人(法人にあつては、代表者)が自署し、当該保証人の印鑑証明書(法人にあつては、代表者の資格を証する書類及び印鑑証明書)を添付してください。

様式第六十二号を次のように改める。

様式第62号 保全担保変更(増担保提供)命令書

保全担保変更(増担保提供)命令書	
年 月 日	
担保提供者 住 所 (所在地) 氏 名 様 (名 称)	
秋田県 地域振興局長 印	
年 月 日付けで提供のあつた担保について、次の理由により ^{不適當} と認められるので、地方税法第 ^{不十分}	
条の 第 項において準用する同法第16条第3項の規定により、担保の変更 増担保の提供 を命じます。	
	年 月 日
既に提供を受けた担保の内容	担保の種類等
請求する担保の内容	
理 由	
期 限	年 月 日
備 考	
この処分に不服がある場合の救済の方法	この処分について不服があるときは、この命令書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。 なお、審査請求書は正副2通を作成してなるべく当地域振興局長を經由して提出してください。

様式第169号 法人事業税徴収猶予申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	処 理 事 項	通信日付印	確 認	精 査	入力者印
		. . .			
法人事業税徴収猶予申請書					
秋田県 地域振興局長 様		年 月 日 住 所 名 称 代 表 者 電 話 番 号			
秋田県県税条例第54条第1項の規定により、次のとおり徴収猶予を申請します。					
事 業 年 度	年 月 日から 年 月 日まで				
申 告 区 分					
申告納付すべき税額	付 加 価 値 割 額	資 本 割 額	計		
	円	円	円		
徴 収 猶 予 を 受けようとする税額	付 加 価 値 割 額	資 本 割 額	計		
	円	円	円		
徴 収 猶 予 を 受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで				
納 付 す る こ と が 困 難 な 理 由					
提 供 す る 担 保					
添 付 す る 書 類 の 名 称					
分 割 納 付 期 限 及 び 金 額	年 月 日	円			
	年 月 日	円			
	年 月 日	円			
	年 月 日	円			
	年 月 日	円			
備 考					

様式第170号 法人事業税徴収猶予期間延長申請書

	処 理 事 項	通信日付印	確 認	精 査	入力者印
		. .			
法人事業税徴収猶予期間延長申請書					
秋田県 地域振興局長 様		年 月 日 住 所 名 称 代 表 者 電話番号			
秋田県県税条例第54条第2項の規定により、次のとおり徴収猶予の期間の延長を申請します。					
事 業 年 度	年 月 日から 年 月 日まで				
申 告 区 分					
申告納付すべき税額	付 加 価 値 割 額	資 本 割 額	計		
	円	円	円		
徴 収 猶 予 を 受けようとする税額	付 加 価 値 割 額	資 本 割 額	計		
	円	円	円		
既 に 徴 収 猶 予 を 受 け た 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
徴収猶予期間の延長を 受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで				
納付することができな いやむを得ない理由					
添付する書類の名称					
分割納付期限及び金額	年 月 日	円			
	年 月 日	円			
	年 月 日	円			
	年 月 日	円			
	年 月 日	円			
備 考					

様式第七十号の次に次の二様式を加える。

様式第170号の2 法人事業税徴収猶予承認（不承認）通知書

法人事業税徴収猶予承認（不承認）通知書			
			年 月 日
住所 名称 代表者 様			
秋田県 地域振興局長			印
年 月 日付けで申請のあつた法人事業税の徴収猶予について、次のとおり承認した（承認しない）ので、地方税法第72条の38の2 第12項において準用する同法第15条第4項の規定により、通知します。			
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		
申告区分			
申告納付すべき税額	付加価値割額	資本割額	計
	円	円	円
徴収猶予をした税額	付加価値割額	資本割額	計
	円	円	円
徴収猶予をした期間	年 月 日から 年 月 日まで		
提供を受けた担保			
不承認の理由			
分割納付期限及び金額	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
備考			
この処分に不服がある場合の救済の方法	この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。 なお、審査請求書は正副2通を作成してなるべく当地域振興局長を経由して提出してください。		

様式第170号の3 法人事業税徴収猶予期間延長承認（不承認）通知書

法人事業税徴収猶予期間延長承認（不承認）通知書			
			年 月 日
住 所			
名 称			
代表者	様		
			秋田県 地域振興局長 印
<p>年 月 日付けで申請のあつた法人事業税の徴収猶予の期間の延長について、次のとおり承認した（承認しない）ので、地方税法第72条の38の2第12項において準用する同法第15条第4項の規定により、通知します。</p>			
事 業 年 度	年 月 日から 年 月 日まで		
申 告 区 分			
申告納付すべき税額	付 加 価 値 割 額	資 本 割 額	計
	円	円	円
徴収猶予をした税額	付 加 価 値 割 額	資 本 割 額	計
	円	円	円
既に徴収猶予をした期間	年 月 日から 年 月 日まで		
徴収猶予を延長した期間	年 月 日から 年 月 日まで		
不承認の理由			
分割納付期限及び金額	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
備 考			
この処分に不服がある場合の救済の方法	<p>この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。 なお、審査請求書は正副2通を作成してなるべく当地域振興局長を経由して提出してください。</p>		

様式第112号 担保整理簿

担保提供者		住所(所在地)		徴収猶子・換価猶子・保全担保		担保提供		年月日		決裁		整理番号		起案者					
氏名(名称)		金額		猶子又は保全期限		年月日		裁		(長)									
有価証券	種類	銘柄	記号及び番号	額面又は払込金額(単価)	数量	価額	市場価額	担保価額	担保債務価額	差引評定価額	納税者等から提出された書類								
	種類又は名称	所在地	形状	登記(登録)番号	金額	期限	契約会社名	証券番号	数量又は面積等	公簿等の額						市場価額	担保債務額	調査日現在 の滞納税金 円	差引評定価額
計																			
(ア) (イ) (ウ)-(イ) 円																			
(ウ) (エ) (オ) 円																			
(ウ)-(エ)-(オ)円																			
計																			
抵当権	設定	年	月	日	登記(登録)番号	機	関	名											
住所	氏名				保証人と担保提供者との関係														
保証人の状況	保証人の現況及び事業の見通し																		
担保解除	年	月	日	担保解除原因															
担保処分	年	月	日	担保処分原因															
徴収猶子 期間中の 担保 ・保証人 調査	調査内容	調査	年	月	日	供覧	年	月	日	供覧	年	月	日	供覧	年	月	日	供覧	
		(長)	(長)	(長)	(長)	(長)	(長)	(長)	(長)	(長)	(長)	(長)	(長)	(長)	(長)	(長)	(長)	(長)	(長)
調査内容		調査者		調査者		調査者		調査者		調査者		調査者		調査者		調査者		調査者	
摘要																			

(注) 関係書類を添付して編てつすること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄